



山形県公報

平成24年10月2日（火）
第2382号
毎週火・金曜日発行

目次

告 示

- 山形県保育所整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程……………（子育て支援課）…1181
- 生活保護法による指定医療機関の指定……………（健康福祉企画課）…同
- 生活保護法による指定介護機関の指定……………（同）…1182
- 生活保護法による指定介護機関の変更の届出……………（同）…同
- 公共測量の終了の通知……………（用地課）…1183
- 同……………（同）…同

公 告

- 大規模小売店舗の変更の届出……………（商業・まちづくり振興課）…同
- 大規模小売店舗の変更の届出の撤回……………（同）…1185
- 大規模小売店舗の新設の届出の撤回……………（同）…同

告 示

山形県告示第948号

山形県保育所整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。
平成24年10月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県保育所整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程

山形県保育所整備資金利子補助金交付規程（昭和53年10月県告示第1855号）の一部を次のように改正する。
第2条中「年0.55パーセント」を「年0.60パーセント」に改める。

附 則

- この規程は、公布の日から施行し、改正後の第2条の規定は、平成24年9月12日から適用する。
- 平成24年9月12日前に借り入れられた借入金に係る利子補助金の額の算定の際融資残高に乗ずる割合については、なお従前の例による。

山形県告示第949号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成24年10月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指 定 医 療 機 関 の 名 称	指 定 医 療 機 関 の 所 在 地	指 定 年 月 日
わ た べ ク リ ニ ッ ク	酒田市みずほ一丁目2番地の20	平成24. 9. 1
リ コ リ ス 調 剤 薬 局	酒田市みずほ一丁目2番地の22	同

山形県告示第950号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成24年10月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護機関の名称	施設又は実施する事業の種類	指定介護機関の所在地	指定年月日
めぐみ薬局	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	酒田市上野曾根字上中割73番地の2	平成24. 6. 6
ソーシャルいずみ	通 所 介 護	酒田市東泉町五丁目5番6	同 7.18
ゆたかの家	通 所 介 護 介護予防通所介護	酒田市ゆたか二丁目5番地の1	同 7.23

山形県告示第951号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成24年10月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 届出をした指定介護機関の名称及び所在地
 ジャパンケア山形あかねヶ丘
 山形市あかねヶ丘一丁目2番33号 結城貸店舗 2F
- (2) 届出の内容

指定介護機関の名称		変更年月日
変 更 前	変 更 後	
ジャパンケア山形薬師	ジャパンケア山形あかねヶ丘	平成24. 8. 1

指定介護機関の所在地		変更年月日
変 更 前	変 更 後	
山形市薬師町二丁目6番17号 発見ビルB号	山形市あかねヶ丘一丁目2番33号 結城貸店舗 2F	平成24. 8. 1

- 2 (1) 届出をした指定介護機関の名称及び所在地
 ジャパンケア山形あかねヶ丘
 山形市あかねヶ丘一丁目2番33号 結城貸店舗 2F
- (2) 届出の内容

指定介護機関の名称		変更年月日
変 更 前	変 更 後	
ジャパンケア山形下条	ジャパンケア山形あかねヶ丘	平成24. 8. 1

指定介護機関の所在地		変更年月日
変 更 前	変 更 後	
山形市下条町二丁目1番15号 102号室	山形市あかねヶ丘一丁目2番33号 結城貸店舗 2F	平成24. 8. 1

山形県告示第952号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、河川管理者山形県知事から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成24年10月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域
村山市大字河島地域
- 2 公共測量を実施した期間
平成24年7月13日から同年8月24日まで
- 3 作業の種類
公共測量（数値図化）

山形県告示第953号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、河川管理者山形県知事から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成24年10月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域
尾花沢市大字六沢地域
- 2 公共測量を実施した期間
平成24年6月14日から同年9月13日まで
- 3 作業の種類
公共測量（河川計画図作成）

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業・まちづくり振興課及び庄内総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに酒田市役所において平成25年2月2日まで縦覧に供する。

平成24年10月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
こびあコープ酒田

酒田市泉町1番15号

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

生活協同組合共立社 鶴岡市宝田一丁目3番23号

代表理事理事長 松本政裕

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
生活協同組合共立社	鶴岡市宝田一丁目3番23号	松 本 政 裕
有限会社カフェフード	酒田市下安町10番5号	本 間 昇 介
保 木 貴 博	青森県青森市青柳二丁目12番3号	
株式会社平田牧場	酒田市みずほ二丁目17番8号	新 田 嘉 七
有限会社木村屋	鶴岡市山王町9番25号	吉 野 隆 一

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
生活協同組合共立社	鶴岡市宝田一丁目3番23号	松 本 政 裕
有限会社カフェフード	酒田市下安町10番5号	本 間 昇 介
保 木 貴 博	青森県青森市青柳二丁目12番3号	
株式会社平田牧場	酒田市みずほ二丁目17番8号	新 田 嘉 七
有限会社木村屋	鶴岡市山王町9番25号	吉 野 隆 一
藤久株式会社	愛知県名古屋市中区高社一丁目210番地	後 藤 薫 徳

4 変更年月日

平成24年8月1日

5 届出年月日

平成24年9月13日

6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成25年2月2日までに知事に提出することができる。

(1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

(2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により行われた次に掲げる大規模小売店舗に関する変更の届出は、平成24年9月18日をもって撤回された。

平成24年10月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ショッピングセンターヤマザワ上山店
上山市南町3番37号
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社ヤマザワ 山形市あこや町三丁目8番9号
代表取締役 板垣宮雄
- 3 変更する事項
駐車場の自動車の出入口の数及び位置
（変更前）6か所（位置については縦覧に供する図面のとおり）
（変更後）4か所（位置については縦覧に供する図面のとおり）
- 4 変更年月日
平成24年10月1日
- 5 届出年月日
平成24年7月30日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により行われた次に掲げる大規模小売店舗に関する新設の届出は、平成24年9月18日をもって撤回された。

平成24年10月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ヤマザワ上山店
上山市矢来三丁目10番1外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社ヤマザワ 山形市あこや町三丁目8番9号
代表取締役 板垣宮雄
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社ヤマザワ 山形市あこや町三丁目8番9号
代表取締役 板垣宮雄
株式会社ヤマザワ薬品 山形市あこや町三丁目8番9号
代表取締役 山澤進
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
平成25年3月31日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
3,269平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の収容台数 151台
 - (2) 駐輪場の収容台数 40台
 - (3) 荷さばき施設の面積 160平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の容量 16.7立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
イ 開店時刻 午前9時
ロ 閉店時刻 翌日の午前0時
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分から翌日の午前0時30分まで
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数

6 か所

- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後9時まで

8 届出年月日

平成24年7月30日